附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する介護保険システムで、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以降機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして厚生労働大臣が認める地方公共団体の介護保険システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置については、厚生労働大臣が定める。

２　この省令の施行の際現に介護保険システムを利用する地方公共団体で、施行日以降第六条の規定により実装してはならない機能を有する介護保険システムを利用するものとして厚生労働大臣が認めるものについては、同条の規定は、令和十一年四月一日から適用する。

（要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する介護保険システムで、機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして厚生労働大臣が認めるものについては、この省令の規定は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において厚生労働大臣が定める日から適用する。

○経済産業省令第六十七号

国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第十九号）の施行に伴い、経済産業省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

○経済産業省令第六十八号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人経済産業研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

独立行政法人経済産業研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令等の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

一　独立行政法人経済産業研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百一号）第六条第二項

二　独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百二号）第六条第二項

三　国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百八号）第十条第二項

四　独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年経済産業省令第百九号）第七条第二項

五　独立行政法人日本貿易振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年経済産業省令第百十九号）第七条第二項

六　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年経済産業省令第百二十号）第十条第二項

七　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第六条第二項

八　独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）第六条第二項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年八月七日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一二三―四七

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

経済産業省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年経済産業省令第七十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（出資の認可の申請） **第二条**　令別表第二の二十の項の第二欄に掲げる研究開発法人が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下「法」という。）第三十四条の六第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一～五　（略） ２　（略）	（出資の認可の申請） **第二条**　令別表第二の二十一の項の第二欄に掲げる研究開発法人が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下「法」という。）第三十四条の六第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一～五　（略） ２　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。